東海第二発電所 審査資料	
資料番号	PD-1-14 改28
提出年月日	平成 29 年 11 月 28 日

# 東海第二発電所

地震による損傷の防止

# 平成 29 年 11 月 日本原子力発電株式会社

本資料のうち、は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

第4条:地震による損傷の防止

## 目 次

## 第1部

- 1. 基本方針
  - 1.1 要求事項の整理
  - 1.2 追加要求事項に対する適合性
    - (1)位置,構造及び設備
    - (2)安全設計方針
    - (3)適合性説明
  - 1.3 気象等
  - 1.4 設備等
  - 1.5 手順等

## 第2部

- 1. 耐震設計の基本方針
  - <u>1.1 基</u>本方針
  - 1.2 適用規格
- 2. 耐震設計上の重要度分類
  - 2.1 重要度分類の基本方針
  - 2.2 耐震重要度分類
- 3. 設計用地震力
  - 3.1 地震力の算定法
  - 3.2 設計用地震力
- 4. 荷重の組合せと許容限界
  - 4.1 基本方針
- 5. 地震応答解析の方針
  - 5.1 建物・構築物
  - 5.2 機器・配管系
  - 5.3 屋外重要土木構造物
  - 5.4 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備 又は津波監視設備が設置された建物・構築物
- 6. 設計用減衰定数
- 7. 耐震重要施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響
- 8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針
- 9. 構造計画と配置計画

下線部:今回提出資料

## (別 添)

- 別添 1 設計用地震力
- 別添 2 動的機能維持の評価
- 別添-3 弾性設計用地震動 Sa・静的地震力による評価
- 別添 4 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の 検討について
- 別添 5 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針
- 別添 6 屋外重要土木構造物の耐震評価における断面選定の考え方
- 別添 7 主要建屋の構造概要について
- 別添 8 地震応答解析に用いる地質断面図の作成例及び地盤の速度構造

## (別 紙)

- 別紙 1 既工認との手法の相違点の整理について(設置変更許可申請段階での整理)
- 別紙 2 原子炉建屋の地震応答解析モデルについて
- 別紙 3 原子炉建屋屋根トラス評価モデルへの弾塑性解析適用について
- 別紙 4 土木構造物の解析手法及び解析モデルの精緻化について
- 別紙 5 機器・配管系における手法の変更点について
- 別紙 6 下位クラス施設の波及的影響の検討について
- 別紙 7 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の適切な組合せに関する検討について
- 別紙 8 屋外重要土木構造物の耐震評価における断面選定について
- 別紙 9 使用済燃料乾式貯蔵建屋の評価方針について
- 別紙 10 液状化影響の検討方針について
- 別紙 11 屋外二重管の基礎構造の設計方針について
- 別紙 12 既設設備に対する耐震補強等について
- 別紙 13 動的機能維持評価の検討方針について

## < 概 要 >

第1部において,設計基準対象施設の設置許可基準規則,技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに,それら要求に対する東海第二発電所における適合性を示す。

第2部において,設計基準対象施設について,追加要求事項に適合するため に必要となる機能を達成するための設備または運用等について説明する。

## 第1部

# 1. 基本方針

## 1.1 要求事項の整理

地震による損傷の防止について,設置許可基準規則第4条及び技術基準規則第5条において,追加要求事項を明確化する(表1)。

要求事項
条及び技術基準規則第5条
設置許可基準規則第4
表

	技術基準規則 第5条(地震による損傷の防止)	備者
設計基準対象施設は,地震力に十分に耐えるこ とができるものでなければならない。	設計基準対象施設は,これに作用する地震力 (設置許可基準規則第四条第二項の規定により 算定する地震力をいう。)による損壊により公衆	追加要求事項
2 前頃の地震力は,地震の発生によって生ずる おそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪 失に起因する放射線による公衆への影響の程度	に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。 ばならない。	
施設に入さな影響を及ほりのてれかのる地震によって作用する地震力(以下「基準を地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければ	<u>則寒凶宗第二頃に졌たりる奉年地震剿による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。</u>	
ならない。  4 耐震重要施設は,前項の地震の発生によって 生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機 能が損なわれるおそれがないものでなければな らない。	3 耐震重要施設が設置許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう,防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	

- 1.2 追加要求事項に対する適合性
- (1) 位置,構造及び設備
  - ロ 発電用原子炉施設の一般構造
  - (1) 耐震構造

本発電用原子炉施設は,次の方針に基づき耐震設計を行い,「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」に適合するように設計する。

( ) 設計基準対象施設の耐震設計

設計基準対象施設については,耐震重要度分類に応じて,適用する 地震力に対して,以下の項目に従って耐震設計を行う。

- a. 耐震重要施設は,基準地震動Ssによる地震力に対して,安全機 能が損なわれるおそれがないように設計する。
- b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、耐震重要度分類を以下のとおり、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分に耐えられるように設計する。
  - Sクラス 地震により発生するおそれがある事象に対して、原子 炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持 つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該 施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性 物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの 施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩 和し、放射線による公衆への影響を軽減するために

必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設,並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって,その影響が大きいもの

- B クラス 安全機能を有する施設のうち,機能喪失した場合の影響が S クラス施設と比べ小さい施設
- Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外 の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求 される施設

【説明資料(1.1(2):P4条-71 )( 2.1:P4条-76 )】

c. Sクラスの施設 (e.に記載のもののうち,津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。),浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。)及び敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く。), Bクラス及びCクラスの施設は,建物・構築物については,地震層せん断力係数Ciに,それぞれ3.0,1.5及び1.0を乗じて求められる水平地震力,機器・配管系については,それぞれ3.6,1.8及び1.2を乗じた水平震度から求められる水平地震力に十分に耐えられるように設計する。建物・構築物及び機器・配管系ともに,おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。

ここで、地震層せん断力係数 C i は、標準せん断力係数 C o を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

ただし、土木構造物の静的地震力は、Cクラスに適用される静的

地震力を適用する。

Sクラスの施設(e.に記載のもののうち,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については,水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は,建物・構築物については,震度 0.3 以上を基準とし,建物・構築物の振動特性,地盤の種類等を考慮して求められる鉛直震度,機器・配管系については,これを 1.2 倍した鉛直震度より算定する。ただし,鉛直震度は高さ方向に一定とする。

d. Sクラスの施設(e.に記載のもののうち,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)は,基準地震動Ssによる地震力に対して安全機能が保持できるように設計する。建物・構築物については,構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し,建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については,その施設に要求される機能を保持するように設計し,塑性ひずみが生じる場合であっても,その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し,その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように,また,動的機器等については,基準地震動Ssによる応答に対して,その設備に要求される機能を保持するように設計する。

また,弾性設計用地震動S。による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については,発生する応力に対して,建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系について

は、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。

なお,基準地震動 S<sub>S</sub>及び弾性設計用地震動 S<sub>d</sub>による地震力は, 水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

基準地震動 S<sub>s</sub>は,敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について,敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。策定した基準地震動 S<sub>s</sub>の設計用応答スペクトルを第 1 図~第 3 図に,基準地震動 S<sub>s</sub>の時刻歴波形を第 4 図~第 11 図に示す。

原子炉建屋設置位置付近は、地盤調査の結果、新第三紀の砂質泥岩からなる久米層が分布し、EL. - 370m 以深ではS波速度が 0.7km /s 以上で著しい高低差がなく拡がりを持って分布していることが確認されている。したがって、EL. - 370m の位置を解放基盤表面として設定する。なお、入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮する。

また,弾性設計用地震動 S。は,基準地震動 S。との応答スペクトルの比率が目安として 0.5 を下回らない値とし,さらに応答スペクトルに基づく地震動評価による基準地震動 S。- D 1 に対しては,「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和 56 年 7月 20 日原子力安全委員会決定,平成 13 年 3 月 29 日一部改訂)」に基づいた「原子炉設置変更許可申請書(平成 11 年 3 月 10 日許可/平成 09・09・18 資第 5 号)」の「添付書類六 変更後に係る原子炉施設の場所に関する気象,地盤,水理,地震,社会環境等の状況に関する説明書 3.2.6.3 基準地震動」における基準地震動 S 1 を踏まえて設定する。具体的には,工学的判断より基準地震

動  $S_s$  - 1 1 , 1 2 , 1 3 , 1 4 , 2 1 , 2 2 , 3 1 に係数 0.5 を乗じた地震動 , 基準地震動  $S_s$  - D 1 に対しては , 基準地震動  $S_1$  も踏まえて設定した係数 0.5 を乗じた地震動を弾性設計用地震動  $S_a$ として設定する。

【説明資料(3.1(2):P4条-78)】

なお, Bクラスの施設のうち, 共振のおそれのある施設については, 弾性設計用地震動 S 。 に 2 分の 1 を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。 建物・構築物及び機器・配管系ともに, おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。

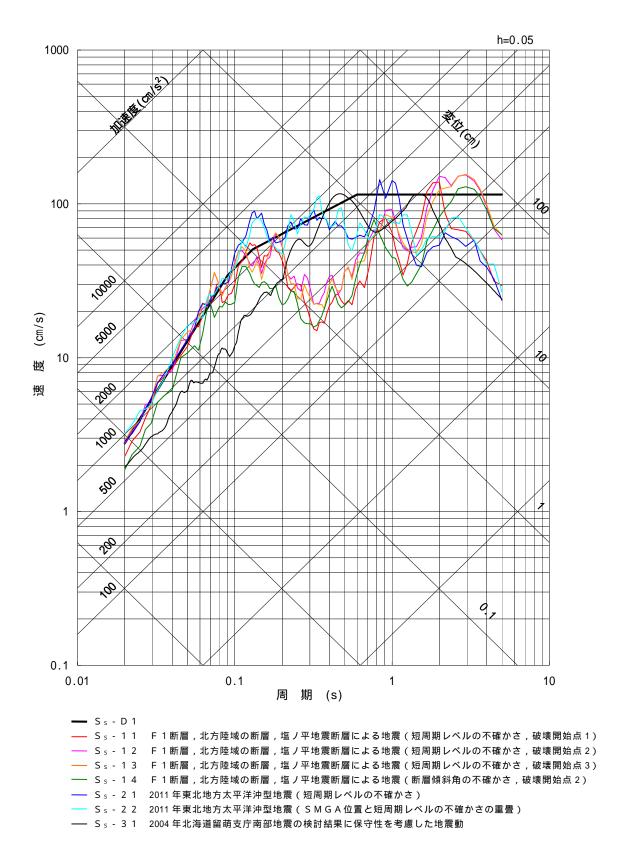
【説明資料(3.1(2):P4条-78)】

e. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は,基準地震動 S<sub>S</sub>による地震力に対して,それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。

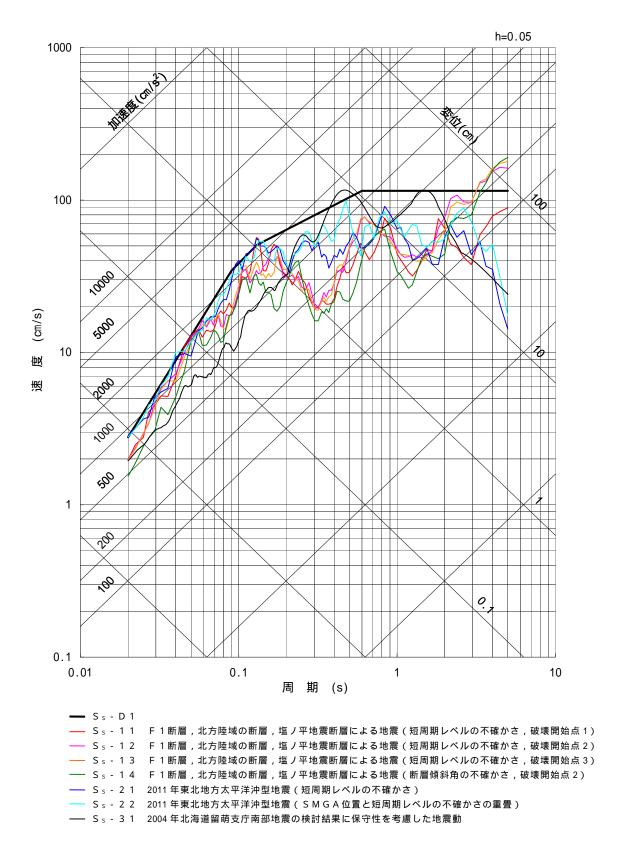
【説明資料 (1.1(6): P4条-72)(4.1(3): P4条-83) (4.1(4): P4条-85)】

f. 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の 波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。 波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討 を行い、事象選定及び影響評価を行う。なお、影響評価において は、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。

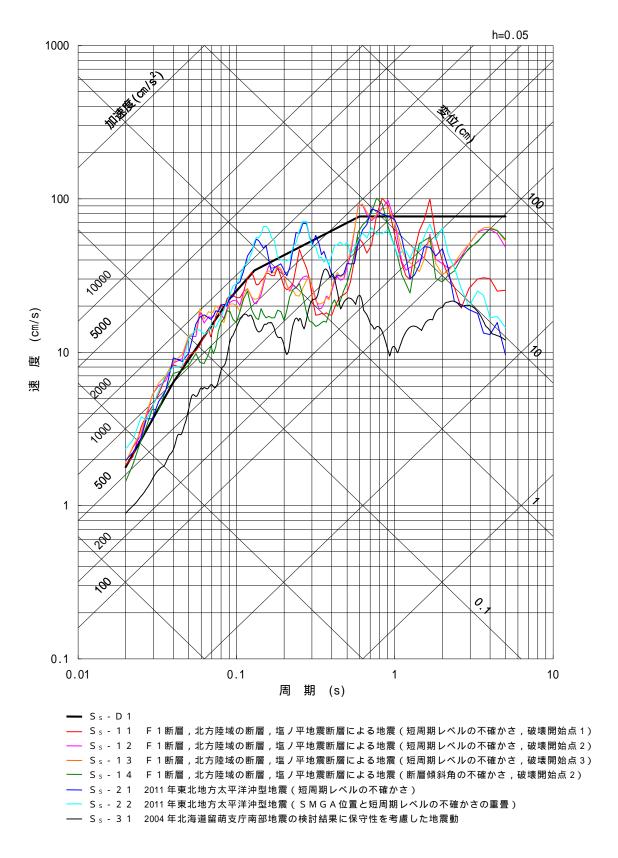
【説明資料(1.1(9): P4条-74)(7: P4条-95)】



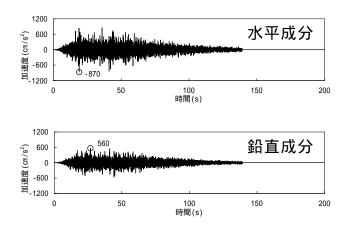
第1図 基準地震動S<sub>S</sub>の応答スペクトル(NS成分)



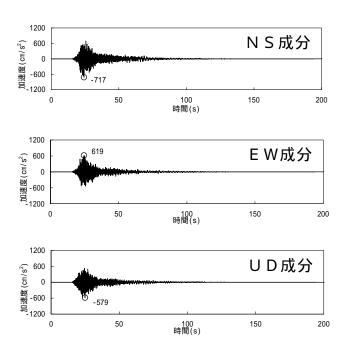
第2図 基準地震動S<sub>S</sub>の応答スペクトル(EW成分)



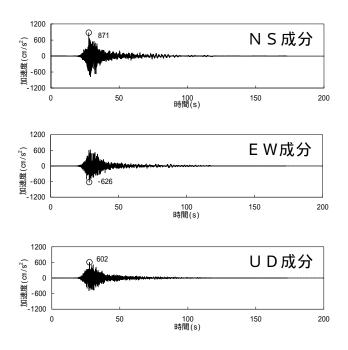
第3図 基準地震動 S<sub>s</sub>の応答スペクトル(UD成分)



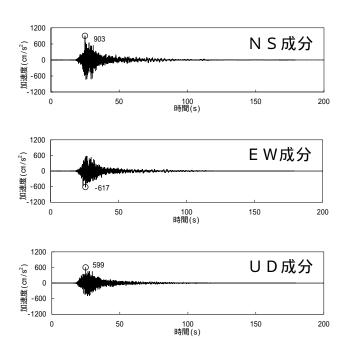
第 4 図 応答スペクトルに基づく手法による基準地震動  $S_s$ の時刻歴波形 (  $S_s$  - D 1 )



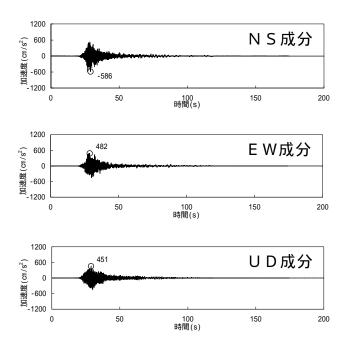
第5図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 S<sub>s</sub>の時刻歴波形 (S<sub>s</sub>-11)



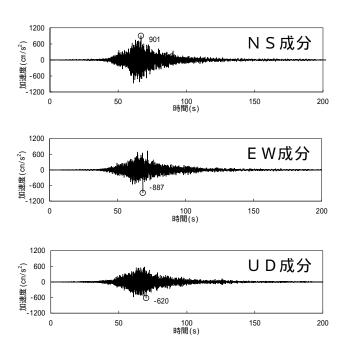
第6図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 S<sub>s</sub>の時刻歴波形 (S<sub>s</sub>-12)



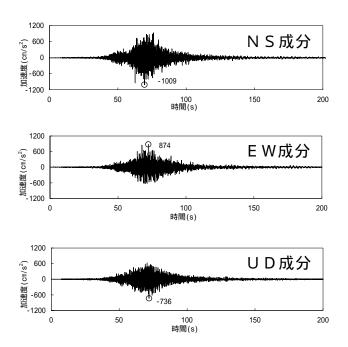
第7図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 S<sub>s</sub>の時刻歴波形 (S<sub>s</sub>-13)



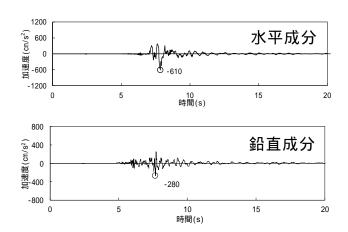
第8図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 S<sub>s</sub>の時刻歴波形 (S<sub>s</sub>-14)



第9図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 S<sub>s</sub>の時刻歴波形 (S<sub>s</sub>-21)



第 10 図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 S<sub>S</sub>の時刻歴波形 (S<sub>S</sub>-22)



## (2)安全設計方針

1.3 耐震設計

発電用原子炉施設の耐震設計は、「設置許可基準規則」に適合するように、「1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計」、「1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.3.3 主要施設の耐震構造」及び「1.3.4 地震検知による耐震安全性の確保」に従って行う。

- 1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計
- 1.3.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 設計基準対象施設の耐震設計は,以下の項目に従って行う。
  - (1) 地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。
  - (2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の 喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等 による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆へ の影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響 の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、耐震重要 度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じ た地震力に十分耐えられるように設計する。
  - (3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

なお,建物・構築物とは,建物,構築物及び土木構造物(屋外重要 土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。

また,屋外重要土木構造物とは,耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能,若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。

(4) Sクラスの施設((6)に記載のもののうち,津波防護機能を有する 設備(以下「津波防護施設」という。),浸水防止機能を有する設 備(以下「浸水防止設備」という。)及び敷地における津波監視機 能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く。)は,基 準地震動Ssによる地震力に対して,その安全機能が保持できるよう に設計する。

また,弾性設計用地震動S。による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。

- (5) Sクラスの施設((6)に記載のもののうち,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)について,静的地震力は,水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。
  - また,基準地震動 S<sub>s</sub>及び弾性設計用地震動 S<sub>d</sub>による地震力は,水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお,水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し,影響が考えられる施設,設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。
- (6) 屋外重要土木構造物,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は,基準地震動Ss による地震力に対して,構造物全体として変形能力(終局耐力時の変

形)について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。なお、基準地震動 S S の水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、上記(5)と同様とする。

また,重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物についても同様の設計方針とする。

(7) Bクラスの施設は,静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる 範囲で耐えられるように設計する。

また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S。に2分の1を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内に留まることを確認する。

- (8) Cクラスの施設は,静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる 範囲で耐えられるように設計する。
- (9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。
- (10) 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては,地震の影響が低減されるように考慮する。

【説明資料(1.1:P4条-71)】

## 1.3.1.2 耐震重要度分類

設計基準対象施設の耐震重要度を,次のように分類する。

(1) Sクラスの施設

地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、

炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設,自ら放射性物質を内蔵している施設,当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設,これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し,放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設,並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって,その影響が大きいものであり,次の施設を含む。

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系
- ・使用済燃料を貯蔵するための施設
- ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設 設,及び原子炉の停止状態を維持するための施設
- ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後,炉心から崩壊熱を除去 するための施設
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に,圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設
- ・放射性物質の放出を伴うような事故の際に,その外部放散を抑制 するための施設であり,上記の「放射性物質の放散を直接防ぐ ための施設」以外の施設
- ・津波防護施設及び浸水防止設備
- ・津波監視設備

【説明資料(2.1(1):P4条-76)】

(2) Bクラスの施設

安全機能を有する施設のうち,機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設であり,次の施設を含む。

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて,1 次冷却材 を内蔵しているか又は内蔵し得る施設
- ・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし,内蔵量が少ない又は 貯蔵方式により,その破損により公衆に与える放射線の影響が 「実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則(昭和 53 年通 商産業省令第 77 号)」第 2 条第 2 項第 6 号に規定する「周辺監 視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除 く)
- ・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で,その破損により,公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設
- ・使用済燃料を冷却するための施設
- ・放射性物質の放出を伴うような場合に,その外部放散を抑制する ための施設で,Sクラスに属さない施設

【説明資料(2.1(2):P4条-76)】

## (3) Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。

【説明資料 ( 2.1(3) : P 4 条 - 76 )】

上記に基づくクラス別施設を第1.3-1表に示す。

なお,同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。

## 1.3.1.3 地震力の算定法

設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。

## (1) 静的地震力

静的地震力は,Sクラス<mark>の施設</mark>(津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。),Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし,それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C<sub>1</sub>及び震度に基づき算定する。

## a . 建物・構築物

水平地震力は,地震層せん断力係数 C i に,次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ,さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

S クラス 3.0

B クラス 1.5

C クラス 1.0

ここで,地震層せん断力係数 $C_i$ は,標準せん断力係数 $C_0$ を 0.2以上とし,建物・構築物の振動特性,地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

また,必要保有水平耐力の算定においては,地震層せん断力係数  $C_1$  に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は, S クラス, B クラス及び C クラスともに 1.0 とし,その際に用いる標準せん断力係数  $C_0$  は 1.0 以上とする。

Sクラスの施設については,水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は,震度 0.3 以上を基準とし,建物・構築物の振動特性,地盤の種類等を考慮し,

高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。

ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格 及び基準を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。

## b.機器・配管系

静的地震力は,上記 a . に示す地震層せん断力係数 C i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として,当該水平震度及び上記 a . の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。

なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

上記 a . 及び b . の標準せん断力係数 C 。等の割増し係数の適用については,耐震性向上の観点から,一般産業施設,公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。

【説明資料(3.1(1):P4条-77)】

#### (2) 動的地震力

動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用することとし、基準地震動S<sub>S</sub>及び弾性設計用地震動S<sub>d</sub>から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。なお、構造特性から水平2方向及び鉛直方向の地震力の影響が考えられる施設、設備については、水平2方向及び鉛直方向の地震力の地震力の組合せに対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。

Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては,弾性設

計用地震動 S a から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。

屋外重要土木構造物,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については,基準地震動Ssによる地震力を適用する。

添付書類六「3. 地震」に示す基準地震動 $S_s$ は,「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について,解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定し,年超過確率は, $10^{-4}$ から  $10^{-6}$ 程度である。

また,弾性設計用地震動 S 。は,基準地震動 S 。との応答スペクト ルの比率が目安として 0.5 を下回らないよう基準地震動Ssに係数 0.5 を乗じて設定する。ここで,係数 0.5 は工学的判断として,原子 炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が 0.5 程度 であるという知見<sup>(1)</sup>を踏まえ,さらに応答スペクトルに基づく地 震動評価による基準地震動S﹑-D1に対しては ,「発電用原子炉 施設に関する耐震設計審査指針(昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全 委員会決定,平成 13 年 3 月 29 日一部改訂 )」に基づいた「原子 炉設置変更許可申請書(平成 11 年 3 月 10 日許可/平成 09・ 09・18 資第 5 号 )」の「添付書類六 変更後に係る原子炉施設の 場所に関する気象,地盤,水理,地震,社会環境等の状況に関す る説明書 3.2.6.3 基準地震動」における基準地震動 S<sub>1</sub>の応答 スペクトルを<mark>おおむね</mark>下回らないよう配慮した値とする。また,建 物・構築物及び機器・配管系ともに 0.5 を採用することで,弾性設計 用地震動S。に対する設計に一貫性をとる。なお、弾性設計用地震動 S」の年超過確率は,10-3~10-5程度である。弾性設計用地震動S」

の応答スペクトルを第 1.3 - 1 図~第 1.3 - 3 図に,弾性設計用地震動 S d の時刻歴波形を第 1.3 - 4 図~第 1.3 - 11 図に,弾性設計用地震動 S d と基準地震動 S d の応答スペクトルの比較を第 1.3 - 12 図及び第 1.3 - 13 図に,弾性設計用地震動 S d と解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較を第 1.3 - 14 図及び第 1.3 - 15 図に示す。

【説明資料(3.1(2):P4条-78)】

## a . 入力地震動

原子炉建屋設置位置付近は,地盤調査の結果,新第三紀の砂質泥岩からなる久米層が分布し,EL.-370m以深ではS波速度が0.7km/s以上であることが確認されている。したがって,EL.-370mの位置を解放基盤表面として設定する。

建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は,解放基盤表面で定義される基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdを基に,対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで,必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により,地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には,地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し,地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また,必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。

## b. 地震応答解析

#### (a) 動的解析法

建物・構築物

動的解析による地震力の算定に当たっては,地震応答解析手法の

適用性,適用限界等を考慮のうえ,適切な解析法を選定するとともに,建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は,時刻歴応答解析法による。また,3次元応答性状等の評価は,線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。

建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。

動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。

地盤 - 建物・構築物連成系の減衰定数は,振動エネルギの地下逸 散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。

基準地震動S<sub>S</sub>及び弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に対する応答解析において,主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には,実験等の結果に基づき,該当する建物部分の構造特性に応じて,その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。

また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。

応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、必要に応じて建物・構築物及び機器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。

建物・構築物の動的解析にて地震時の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には,有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は,代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。

原子炉建屋については,3次元FEM解析等から,建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を評価する。

屋外重要土木構造物の動的解析は,構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし,地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて,線形,等価線形,非線形解析のいずれかにて行う。

なお,地震力については,水平2方向及び鉛直方向について適切 に組み合わせて算定する。

【説明資料(5.1:P4条-89)(5.3:P4条-93)】

機器・配管系

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は実験等の結果に基づき設定する。

機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。配管系については、振動モードを適切に表現できるモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択

に当たっては,衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既 往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で,建物・構築 物の剛性及び地盤物性のばらつき等への配慮をしつつ時刻歴応答解 析法を用いる等,解析対象とする現象,対象設備の振動特性・構造 特性等を考慮し適切に選定する。

また,設備の3次元的な広がりを踏まえ,適切に応答を評価できる モデルを用い,水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に 組み合わせるものとする。

なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の 1.2 倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。

【説明資料 (5.2:P4条-92)】

## (3) 設計用減衰定数

応答解析に用いる減衰定数は,安全上適切と認められる規格及び基準,既往の振動実験,地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。

なお,建物・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については,既往の知見に加え,既設施設の地震観測記録等により,その妥当性を検討する。

また,地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については,地中構造物としての特徴,同モデルの振動特性を 考慮して適切に設定する。

【説明資料 (6:P4条-95)】

#### 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界

設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。

## (1) 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。

- a . 建物・構築物
- (a) 運転時の状態

発電用原子炉施設が運転状態にあり,通常の自然条件下におかれている状態。

ただし,運転状態には通常運転時,運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。

(b) 設計基準事故時の状態

<mark>発電用</mark>原子炉施設が設計基準事故時にある状態。

(c) 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(<mark>風,積雪</mark>等)。

- b.機器・配管系
- (a) 通常運転時の状態

発電用原子炉の起動,停止,出力運転,高温待機,燃料取替え等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態。

(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態

通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生じるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

## (c) 設計基準事故時の状態

発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

(d) 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(<mark>風,積雪</mark>等)。

【説明資料(4.1(1):P4条-80)】

## (2) 荷重の種類

- a . 建物・構築物
  - (a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重,すなわち固定荷重,積載荷重,土圧,水圧及び通常の気象条件による荷重
- (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重
- (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
- (d) 地震力,風荷重,積雪荷重等

ただし,運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には,機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし,地震力には,地震時土圧,機器・配管系からの反力,スロッシング等による荷重が含まれるものとする。

- b.機器・配管系
- (a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重
- (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重
- (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重

(d) 地震力,風荷重,積雪荷重等

【説明資料(4.1(2):P4条-82)】

(3) 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは次による。

- a.建物・構築物(c.に記載のものを除く。)
- (a) Sクラスの建物・構築物については,常時作用している荷重及 び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状態 で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。
- (b) Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうちの長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動Saによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。
- (c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物については,常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。
- b.機器・配管系(c.に記載のものを除く。)
- (a) Sクラスの機器・配管系については,通常運転時の状態で作用 する荷重と地震力とを組み合わせる。
- (b) Sクラスの機器・配管系については,運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。
- (c) Sクラスの機器・配管系については,運転時の異常な過渡変化 時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起 こされるおそれのない事象であっても,いったん事故が発生し

た場合,長時間継続する事象による荷重は,その事故事象の発生確率,継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ,適切な地震力と組み合わせる。

- (d) Bクラス及びCクラスの機器・配管系については,通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と,動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。
- c.津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物
- (a) 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S<sub>S</sub>による地震力とを組み合わせる。
- (b) 浸水防止設備及び津波監視設備については,常時作用している 荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S<sub>S</sub>による地震力とを組み合わせる

なお , 上記 c. (a) , (b)については , 地震と津波が同時に作用 する可能性について検討し , 必要に応じて基準地震動  $S_s$ による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また , 津波以外による荷重については , 「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。

## d . 荷重の組合せ上の留意事項

- (a) Sクラスの施設に作用する地震力のうち動的地震力については、 水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定する ものとする。
- (b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わな

いことがある。

- (c) 複数の荷重が同時に作用する場合,それらの荷重による応力の 各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明している ならば,必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよ いものとする。
- (d) 上位の耐震重要度分類の施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては,支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と常時作用している荷重,運転時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。

なお,第 1.3 - 1 表に対象となる建物・構築物及びその支持機能が維持されていることを検討すべき地震動等について記載する。

(e) 地震と組み合わせる自然条件として,風及び積雪を考慮し,風荷重及び積雪荷重については,施設の設置場所,構造等を考慮して,地震荷重と組み合わせる。

【説明資料(4.1(3):P4条-83)】

## (4) 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界 は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験 等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。

- a . 建物・構築物(c.に記載のものを除く。)
- (a) Sクラスの建物・構築物
  - ) 弾性設計用地震動 S 。による地震力又は静的地震力との組合 せに対する許容限界

建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による 許容応力度を許容限界とする。

ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子 炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。) に対しては、下記 )に示す許容限界を適用する。

) 基準地震動 S<sub>S</sub>による地震力との組合せに対する許容限界 構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について 十分な余裕を有し,建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安 全余裕を持たせることとする。(評価項目はせん断ひずみ,応 力等)

なお,終局耐力は,建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき,その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし,既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

- (b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)
  - 上記(a) )による許容応力度を許容限界とする。
- (c) 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)
  - 上記(a) )を適用するほか,耐震重要度分類の異なる施設を 支持する建物・構築物が,変形等に対してその支持機能を損な われないものとする。

なお,当該施設を支持する建物・構築物の支持機能を損なわないことを確認する際の地震動は,支持される施設に適用される地震動とする。

(d) 建物・構築物の保有水平耐力((e)及び(f)に記載のものを除 く。)

建物・構築物については,当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を 有していることを確認する。

- (e) 屋外重要土木構造物
  - )静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
  - )基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角、終局曲率又は許容応力度、せん断についてはせん断耐力又は許容せん断応力度を許容限界とする。構造部材のうち、鋼管杭の曲げについては終局曲率又は許容応力度、せん断についてはせん断耐力又は許容せん断応力度を許容限界とする。

なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力に対しては 妥当な安全余裕を持たせた許容限界とし、それぞれの安全余裕 については各施設の機能要求等を踏まえ設定する。

(f) その他の土木構造物

安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容 限界とする。

- b. 機器・配管系(c.に記載のものを除く。)
- (a) Sクラスの機器・配管系
  - ) 弾性設計用地震動 S 。による地震力又は静的地震力との組合 せに対する許容限界

応答が全体的におおむね弾性状態に留まることとする<mark>(評価項</mark>目は応力等)。

ただし、冷却材喪失事故時の作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記(a) )に示す許容限界を適用する。

基準地震動 S s による地震力との組合せに対する許容限界型性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。

また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、基準地震動 $S_s$ による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。

(b) Bクラス及び C クラスの機器・配管系応答が全体的におおむね弾性状態に留まることとする (評価項目は応力等)。

(c) チャンネル・ボックス

地震時に作用する荷重に対して,燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを確認する。

c . 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物

津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については,当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力

(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに,その施設に要求される機能(津波防護機能及び浸水防止機能)が保持できることを確認する(評価項目はせん断ひずみ,応力等)。

浸水防止設備及び津波監視設備については,その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できることを確認する。

# d . 基礎地盤の支持性能

- (a) S クラスの建物・構築物及び S クラスの機器・配管系(津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)の基礎地盤
  - ) 弾性設計用地震動 S 。による地震力又は静的地震力との組合 せに対する許容限界

接地圧に対して,安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。

- ) 基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力との組合せに対する許容限界接地圧が,安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。
- (b) 屋外重要土木構造物,津波防護施設及び浸水防止設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の基礎地盤
  - ) 基準地震動 S<sub>S</sub>による地震力との組合せに対する許容限界接地圧が,安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。
- (c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物, Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤 上記(a) )による許容支持力度を許容限界とする。

【説明資料(4.1(4): P4条-85)】

## 1.3.1.5 設計における留意事項

耐震重要施設は,耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(以下「下位クラス施設」という。)の波及的影響によって,その安全機能を 損なわないように設計する。

波及的影響については,耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお,地震動又は地震力の選定に当たっては,施設の配置状況,使用時間等を踏まえて適切に設定する。また,波及的影響においては水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設,設備を選定し評価する。

波及的影響の評価に当たっては,以下(1)~(4)をもとに,敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い,耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。

なお,原子力発電所の地震被害情報をもとに,以下(1)~(4)以外に検討すべき事項がないかを確認し,新たな検討事項が抽出された場合には,その観点を追加する。

- (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位 による影響
  - a . 不等沈下

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

# b . 相対変位

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して,耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により,耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷,転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して,建屋内の下位クラス施設の損傷,転倒及び落下等により,耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

- (4) 建屋外における下位クラス施設の損傷,転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
  - a.耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して,建屋外の下位クラス施設の損傷,転倒及び落下等により,耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。
  - b.耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して,耐震重要施設の周辺斜面が崩壊しないことを確認する。

なお、上記(1)~(4)の検討に当たっては、溢水及び火災の観点からも 波及的影響がないことを確認する。(火災については「東海第二発電所 設計基準対象施設について」のうち「第8条火災による損傷の防止」 に、溢水については「東海第二発電所設計基準対象施設について」の うち「第9条溢水による損傷の防止等」に記載)

上記の観点で検討した波及的影響を考慮する施設を,第 1.3 - 1 表中に「波及的影響を考慮すべき施設」として記載する。

【説明資料 (7:P4条-95)】

# 1.3.1.6 構造計画と配置計画

設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が 低減されるように考慮する。

建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。

機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。

また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。

下位クラス施設は原則,耐震重要施設に対して離隔をとり配置する若 しくは,基準地震動 S<sub>S</sub>に対し構造強度を保つようにし,耐震重要施設 の安全機能を損なわない設計とする。

【説明資料(9:P4条-99)】

#### 1.3.3 主要施設の耐震構造

# 1.3.3.1 原子炉建屋

原子炉建屋は,地上6階,地下2階建で,平面が約67m(南北方向) ×約67m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物である。

最下階床面からの高さは約68mで地上高さは約56mである。

建物中央部には一次格納容器を囲む円型の一次遮蔽壁があり,その外側に 二次格納施設である原子炉棟の外壁及び原子炉建屋付属棟(以下,「付属 棟」という。)の外壁がある。

これらは原子炉建屋の主要な耐震壁を構成している。

これらの耐震壁間を床が一体に連絡し、全体として剛な構造としている。原子炉建屋の基礎は、平面が約67m(南北方向)×約67m(東西方向)、厚さ約5mのべた基礎で、人工岩盤を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。

# 1.3.3.2 タービン建屋

タービン建屋は,地上2階,地下1階建で,平面が約70m(南北方向) ×約 105m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物であり,適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。

タービン建屋の基礎は,平面が約 70m(南北方向)×約 105m(東西方向),厚さ約 1.9m で,杭及びケーソンを介して,砂質泥岩である久米層に岩着している。

#### 1.3.3.3 廃棄物処理建屋

廃棄物処理建屋は,地上4階,地下3階建で,平面は約41m(南北方向) ×約69m(東西方向)の鉄筋コンクリート造の建物であり,適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。

廃棄物処理建屋の基礎は,平面が約41 m(南北方向)×約69 m(東西方向),厚さ約2.5 mのべた基礎で,人工岩盤を介して,砂質泥岩である久米層に岩着している。

#### 1.3.3.4 使用済燃料乾式貯蔵建屋

使用済燃料乾式貯蔵建屋は,地上1階建で平面が約52m(南北方向) ×約24m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)の建物であり,適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。

使用済燃料乾式貯蔵建屋の基礎は,平面が約 60m(南北方向)×約 33m(東西方向),厚さ約 2.5m(一部約 2.0m)で,鋼管杭を介して,砂質泥岩である久米層に岩着している。

# 1.3.3.5 防潮提

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は,延長約1.5km,直径約2~約2.5mの複数の鋼管杭を鉄筋コンクリートで巻き立てた天端標高約 18~約 20m の鋼管鉄筋コンクリートと鉄筋コンクリート梁壁を一体とした剛な構造物であり, 鋼管杭を介して,砂質泥岩である久米層に岩着している。

鋼製防護壁は,延長約80m,天端標高約20m,奥行約5~16mの鋼殻構造であり,適切に配置された鋼板を溶接及び高力ボルトで接合した剛な構造である。鋼製防護壁は,幅約50mの取水構造物を横断し,取水構造物の側方に位置する地中連続壁基礎を介して,砂質泥岩である久米層に岩着している。

鉄筋コンクリート防潮壁は,延長約 160m,天端標高約 20m,奥行約 10~約 23m の鉄筋コンクリート造の剛な構造物であり,地中連続壁基礎を介して,砂質泥岩である久米層に岩着している。

# 1.3.3.<mark>6</mark> 原子炉格納容器

原子炉格納容器は,内径約 26m,高さ約 16m,厚さ約 3.2cm の鋼製円筒殻と底部内径約 26m,頂部内径約 12m,高さ約 24m,厚さ約 2.8~約 3.8cm の鋼製円錘殻,底部内径約 12m,頂部内径約 9.7m,高さ約 2mの鋼製円錘殻,その上に載る格納容器ヘッドおよび底部コンクリートスラブより構成され全体の高さは約 48m である。

円筒殻と底部コンクリートスラブの接続にはアンカーボルトを用いる。

円筒殻と円錘殻の接続部の高さに,格納容器を上下に分けるダイヤフラムがあり,下部はサプレッション・プールになっている。

円錘殻頂部附近にはラジアルキーがあり,原子炉圧力容器より格納容器に伝えられる水平力および原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の生体遮蔽壁に伝える構造となっている。

# 1.3.3.<mark>7</mark> 原子炉圧力容器

原子炉圧力容器は内径約 6.4m, 高さ約 23m, 重量は炉心水を含めて約 1,600 トンである。

この容器は底部の鋼製スカートで支持され,スカートは鉄筋コンクリート造円筒部に固定されたベヤリングプレートにボルトで止められている。

原子炉圧力容器は、さらにその外周の円筒壁頂部でスタビライザによって水平方向に支持されて、円筒壁の頂部は鋼製フレームによって格納容器シェルに結合されている。スタビライザはプリテンションによって原子炉圧力容器を締めつけており、原子炉圧力容器の熱膨脹によってこのプリテンションが弛緩して締めつけ力がゼロにならないようにしてある。

したがって,水平力に対して原子炉圧力容器はスカートで下端固定, スタビライザで上部ピン支持となっているので,きわめて剛な構造で ある。

# 1.3.3.<mark>8 <mark>原子炉</mark>圧力容器内<mark>部</mark>構造物</mark>

炉心に作用する水平力は,ステンレス鋼の<mark>炉心</mark>シュラウドによって 支持されている。<mark>炉心</mark>シュラウドは,円筒形をした構造で原子炉圧力 容器の下部に溶接されている。

燃料集合体に作用する水平力は,上部炉心板および炉心支持板を通して<mark>炉心</mark>シュラウドに伝えられ,燃料棒はジルカロイ製の細長い箱形チャンネル・ボックスに納められている。燃料棒はチャンネル・ボック

ス頂部と底部の燃料支持金具で止められ,中間もスペーサによってお さえられている。

このため,燃料棒は過度の変形を生ずることはない。スタンド・パイプと気水分離器は溶接によって一体となっている。蒸気乾燥器は原子炉圧力容器につけたリングによって支持されている。ジェットポンプは炉心シュラウドの外周に配置されている。ライザは圧力容器を貫通して立上り,上部において圧力容器に支持され,ジェットポンプは上部においてライザに結合されている。

ジェットポンプの下部はバッフル・プレ-トに溶接されている。この機構によってジェットポンプは熱膨脹を拘束されずに振動を防止できる構造となっている。制御棒駆動機構シンブルは,上部は原子炉圧力容器底部に溶接されており,地震荷重に対しても十分な強度をもつように設計されている。

# 1.3.3.<mark>9</mark> 循環系

再循環回路は 2 ループあって,外径約 610mm のステンレス鋼管で原子炉圧力容器から下方に伸び,その最下部に再循環ポンプを持ち再び立ち上がって,管寄せに入りそこから 5 本の外径約 320mm のステンレス鋼管に別れ,原子炉圧力容器に接続される。この系の支持方法は,熱膨脹による動きを拘束せず,できる限り剛な系になるように,適当なスプリングハンガ,スナッバ等を採用する。再循環ポンプは,ケーシングに取り付けられたコンスタントハンガ,スナッバ等によって支持される。

# 1.3.3.<mark>10</mark> その他

その他の機器・配管系については,運転荷重,地震荷重,熱膨張による荷重を考慮して,必要に応じてスナッバ,ハンガ,その他の支持

装置を使用して耐震的にも熱的にも安全な設計とする。

## 1.3.4 地震検知による耐震安全性の確保

#### (1) 地震検出計

安全保護系の一つとして地震検出計を設け,ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は,弾性設計用地震動S。の加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は,フェイル・セーフ設備とするが,地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないように配慮する。

地震検出計は,基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため 建屋基礎版の位置,また主要な機器が配置されている代表的な床面 に設置する。なお,設置に当たっては試験及び保守管理が可能な原 子炉建屋の適切な場所に設置する。

# (2) 地震観測等による耐震性の確認

発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震 観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、 それらの測定結果に基づく解析等により、施設の機能に支障のない ことを確認していくものとする。

地震観測を継続して実施するために,地震観測網の適切な維持管理を行う。

# 1.3.5 参考文献

(1) 「静的地震力の見直し(建築編)に関する調査報告書(概要)」社団法 人日本電気協会電気技術基準調査委員会原子力発電耐震設計特別調査委 員会建築部会(平成6年3月) 第1.3-1表 耐震重要度分類表

	E5)	検討用 地震動 (注6)	$\overset{\circ}{\sim}\overset{\circ}{\sim}\overset{\circ}{\sim}\overset{\circ}{\sim}\overset{\circ}{\sim}$	N N N N		S S S	S S S			S S S			
波及的影響を	考慮すべき施設(注5	適用範囲	・原子が遮蔽壁 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	・原子炉建屋クレーン ・燃料取替機 ・使用済燃料時計	建屋天井グレーン ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他			<ul><li>・タービン建屋</li><li>・廃棄物処理建屋</li><li>・その他</li></ul>			
Ě4)	`	検討用 地震動 (注6)	s s	S S	S	<b>ν ν</b>	S S	S			ν S		
間接支持構造物 (注 4		適用	· 原子炉本体の基礎 · 原子炉建屋	・原子炉建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵 建屋	・ディーゼル発電機の 燃料油系を支持する 構造物	・原子が建屋 ・原子炉本体の基礎	・原子炉建屋・海水ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物	・ディーゼル発電機の 燃料油系を支持する 構造物		・原子が建屋・海水ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物	・ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物	C-1741	
# <b>7.</b>	`	耐 クラス		v			S			S			
13   16   二 女 (文 乙 が な ひ な ひ   17   17   17   17   17   17   17		適用範囲	・原子炉圧力容器スカ ート ・機器・配管 , 電気計 装設備等の支持構造 物	・機器・配管, 電気計 装設備等の支持構造 物	2	・機器・配管・電気計 装設備等の支持構造 物	・機器・配管 , 電気計 装設備等の支持構造 物			・機器・配管,電気計 装設備等の支持構造 物			
<u>ر</u> کا	1	耐 クラス	S	S	v	vvv	sss	S	S	SS	S	S	S
補助設備注		適用範囲	・隔離弁を閉とするために必要な電気計装設備	・使用済燃料ブール水補給設備(残留熱除去系)	・非常用電源及び計装 設備(非常用ディー ゼル発電機及びその 冷却系・補助施設を 含む)	・	・残留熟除去系海水系・牧心支持構造物・自圧炉心スプレイ系・ゴーザー	びその冷却系・補助 がより ・非常用電源及び計装設・構用をは、まままのでは、	ゼル発電機及びその冷却系・補助施設を冷却系・補助施設を含む)・当該施設の機能維持に必要な空調設備	・残留熱除去系海水系・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及びその冷却系・補助	施設 ・中央制御室の遮蔽と 容舗や備	・非常用電源及び計装設備(非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその込む系・補助施設を	含む) ・当該施設の機能維持 に必要な空調設備
(1)		耐 クラス	SS	SS	v		sss	S		S		S	
主要設備(注		適用範囲	<ul><li>・原子炉圧力容器</li><li>・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンブ・ 弁</li></ul>	・使用済燃料ブール・使用済燃料制・蔵ラック	• 使用済燃料乾式貯蔵容器	・制御棒、制御棒駆動 機構及び制御棒駆動 水圧系(スクラム機 能に関する部分)	・原子や隔離時冷却系・高圧が心スプレイ系・発留熱除去系(原子がらによったのかりをある。	運転に必要な設備) ・冷却水源としてのサ プレッツョン・プー		<ul><li>・非常用炉心冷却条</li><li>1)高圧炉心スプレイ系</li><li>2)低圧炉心スプレイ</li></ul>	条 3)残留熱除去系(低 圧注 \ 干一片语詩	に必要な設備) に必要な設備) 4) 自動減圧% ・冷却水源としてのサ プレッション・プー	Ji.
	//	機 肥 別 分 組		( ) 使用済燃料を貯 蔵するための施設		<ul> <li>( ) 原子炉の緊急停止のために急激に 負の反応度を付加 するための施設、 及び原子炉の停止 状態を維持するための施設</li> </ul>	( )原子炉停止後, 炉心から崩壊熱を 除去するための施	<u> </u>		( ) 原子か冷却材圧 カバウンダリ破損 事故後,炉心から 崩壊熱を除去する	ための施設		
	耐震重要度	分類	Sクラス										

			T	1	1	
: :: :::5)	検討用 地震動 (注6)	N NNN	N N N	N N N	N N N	N N N
波及的影響を 考慮すべき施設 (注5	適用範囲	<ul><li>原子やウェル用遮 酸ブロック</li><li>タービン建屋</li><li>廃棄物処理建屋</li><li>その他</li></ul>	・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他 ・その他	・ターアン建屋・廃棄物処理建屋・その他・その他・	・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	<ul><li>・タービン建屋</li><li>・廃棄物処理建屋</li><li>・その他</li></ul>
E4 )	検討用 地震動 (注6)	ς S	NN N NN	NN N	$\overset{\circ}{\sim}\overset{\circ}{\sim}\overset{\circ}{\sim}\overset{\circ}{\sim}$	$\overset{\circ}{\sim}\overset{\circ}{\sim}\overset{\circ}{\sim}$
間接支持構造物 (注4)	適用範囲	・原子炉建屋	・原子や建屋 ・原子か本体の基礎 (注7) ・海水ボンブ基礎等の 海水系を支持する構造物 造物 ・ディーゼル発電機の ・ディーゼル発電機の 燃料油系を支持する 構造物	・原子炉建屋 ・当該の屋外設備を支 持する構造物 ・ディーゼル発電機の 燃料油系を支持する 構造物	<ul><li>・原子や建屋</li><li>・当該の屋外設備を支持する構造物</li><li>・ディーゼル発電機の 燃料:油系を支持する 構造物</li></ul>	・原子炉建屋 ・原子炉本体の基礎 ・ディーゼル発電機の 燃料油系を支持する 構造物
E3 )	耐 カラス	v	v	ν	S	v v
直接支持構造物 (注3	適用範囲	・機器・配管 , 電気計 装設備等の支持構造 物	・機器・配管 , 電気計 装設備等の支持構造物	・機器・配管・電気計 装設備等の支持構造 物	・機器・配管 , 電気計 装設備等の支持構造 物	・機器・配管 , 電気計 装設備等の支持構造 物 ・原子炉圧力容器
(注2)	耐 クラス	v	v v	S	S	v
補助設備	適用範囲	・隔離弁を閉とするために必要な電気計 洗り備 洗設備	・残留勲除去系海水 系 ・非常用電源及び計 ・芸は備・非常用ディ ーゼル発電機及びそ の冷却系・補助施設 を合う) ・当該施設の機能維 ・当該施設の機能維 持に必要な空調設備	・非常用電源及び計 装設備(非常用ディ 一ゼル発電機及びそ の冷却系・補助施設 を含む)	・非常用電源及び計 装設備(非常用ディ ーゼル発電機及びそ の冷却系・補助施設 を含む)	・非常用電源及び計 装設備(非常用ディ 一ゼル発電機及びそ の冷却系・補助施設 を含む)
[1]	耐 カラス	νν	и и ииии и		៷៷៷	v v
主要設備(注1	適用範囲	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器パウンダリに属する配 管・弁	・残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却化 一下運転に必要な設 一下運転に必要な設 一下運転に必要な設 一大分型 ・ 同型が建国原子が構 ・ 非常用ガス処理系 ・ 非常用ガス毛循環系 ・ 非常用ガス毛循環系 ・ 非常用ガスモ ・ 原子学格納容器圧力 低減装置(ダイヤフ 一ムフロア,ベント 管) ・ ベント 管) ・ ベント でを却水源としてのサ ・ がもが源としてのサ ・ がをが深としてのサ	<ul><li>・ 防潮提</li><li>・ 防潮脂</li><li>・ 放水路ゲート</li><li>・ 構内排水路逆流防止設備</li><li>・ 貯留堰</li><li>・ 浸水防止蓋</li><li>・ 貴通部上水処置</li></ul>	・取水ビット水位計 ・潮位計 ・津波・構内監視カメラ	・ほう酸水注入系 (注8) ・圧力容器内部構造物 (注9)
	機能別分類	( )原子炉冷却材圧 カバウンダリ破損 事故の際に,圧力 障壁となり放射性 物質の放散を直接 防ぐための施設	( ) 放射性物質の放 出を伴うような事 対の際に、その外 部放散を拍削する ための設備であ リ、( )以外の施 設, ( )以外の施	( ) 津波防護機能を 有する設備及び浸水防止機能を有す 水防止機能を有す る設備	( ) 敷地における津 波監視機能を有す る施設	( ) その他
世出来	心 医海里安皮	Sクラス				

	検討用 地震動	ν <sub>δ</sub>	S S S		ω ω ω ω ω ω ω ω
間接支持構造物(注4)	湖 朗 範 田 節	<ul><li>・原子や建屋</li><li>・ターピン建屋(外側主蒸気隔離弁より主塞止弁までの配管・弁を支持する部分)</li></ul>	・原子が建屋・原子が建屋・原子が建屋・カーアン建屋・カーアン建屋・カーアン	· 原子炉建屋 • 廃棄物処理建屋	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋
	耐 カラス	В	B B	Ф	В
直接支持構造物 (注3	適用範囲	・機器・配管等の支持構造物	・機器・配管等の支持構造物のでは、一機器・配管等の支持構造機器・配管等の支持構造物	・機器・配管等の支持構造物	・機器・配管等の支持構造物
	耐 う う う	1	1 1		•
補助設備(注2)	適用範囲	,		,	•
	耐 か う う う	B (注10)	(注11) B B	Δ	
主要設備(注1	適用範囲	・主蒸気系(外側主蒸気隔離弁より主塞止弁まで)	・主蒸気逃がし安全弁排 気管 ・主蒸気系及び給水系 ・原子や冷却材強化系	・放射性廃棄物処理施設 (Cクラスに属するも のは除く)	<ul> <li>・ターピン,復水器,給水加熱器及びその主要配管</li> <li>・復水脱塩装置</li> <li>・復水貯蔵タンク</li> <li>・燃料プール冷却浄化系</li> <li>・放射線低減効果の大きい・1、遮蔽</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	機能別分類	<ul><li>( )原子炉冷却材圧力 バウンダリに直接接 続されていて,一次 冷却材を内蔵してい るか又は内蔵し得る</li></ul>			( ) 放射性廃棄物以外 の放射性物質に関 連した施設で,そ の破損により,公 衆及び従事者に過 大な放射線被ばく を与える可能性の ある施設
世 田 田 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭	分類	Bクラス			

	検討用 地震動 (注5)	w w	1	Sc	N N N N N N
間接支持構造物(注4)	適用範囲	・原子炉建屋 ・海水ポンプ基礎等の海水 系を支持する構造物	,	・原子炉建屋	・原子が建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物町建屋 ・固体廃棄物貯蔵庫 給水加熱器保管庫 ・固体廃棄物作業建屋
	耐 う う う	Ф	,	U	U
直接支持構造物 (注3)	題 囲 艶 囲	・機器・配管 , 電気計装設 備等の支持構造物		・機器・配管 , 電気計装設備等の支持構造物	・機器・配管・電気計装設備等の支持構造物
	耐 カラス	<u> </u>	1		1
補助設備(注2)	適用範囲	·原子炉補機冷却系 ·補機冷却海水系 ·電気計装設備	,		•
^	耐 うつス	Ф	1	υU	000 00 00
主要設備(注1	適用範囲	・燃料プール冷却浄化系		・再循環流量制御系 ・制御棒駆動水圧系(S クラス及びBクラスに 属さない部分)	・試料採取系 ・洗濯廃液処理系 ・固化装置より下流の固 体廃棄物処理系(貯蔵 庫を含む) ・雑固体減容処理設備 ・放射性廃棄物処理施設 のつち濃縮装置の凝縮 ・計機料貯蔵車
	機能別分類	()使用済燃料を冷 却するための施設	<ul><li>( ) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設をいい施設</li></ul>	<ul><li>( ) 原子ゆの反応度を 制御するための施設 で S クラス及び B ク ラスに属さない施設</li></ul>	<ul><li>( ) 放射性物質を内蔵 しているか、又はこ れに緊連した施設で Sクラス及びBクラ スに属さない施設</li></ul>
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	で で が が が が が が が が が が が が が	Bクラス		<b>Cクラス</b>	

(つびず)

世 田 昭 七		主要設備(注1	<u></u>	補助設備(注2)	_	直接支持構造物(注3)	_	間接支持構造物(注4)	( 4
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	機能別分類	適用範囲	耐 う う う う	適用範囲	型 漂クラス	適用範囲	型 カラス	適用範囲	検討用地震動 (注6)
C957	( ) 原子や施設では あるが、放射線安 全に関系しない施 設	<ul> <li>・ 価環水系</li> <li>・ タービン・補機冷却系</li> <li>・ 所内ボイラ及び所内蒸気系</li> <li>・ 洋火系</li> <li>・ 主発電機・変圧器</li> <li>・ 主発電機・変圧器</li> <li>・ 全部設備</li> <li>・ タービン建屋クレーン</li> <li>・ 所内用空気系及び計器</li> <li> 用空気系</li> <li>・ その他</li> </ul>		,	,	・機器・配管,電気計装設備等の支持構造物	U	原子が建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋 その他	พ พ พ พ พ

主要設備とは,当該機能に直接的に関連する設備をいう。

補助設備とは,当該機能に間接的に関連し,主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。

直接支持構造物とは,主要設備,補助設備に直接取り付けられる支持構造物,若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。

間接支持構造物とは,直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。

波及的影響を考慮すべき施設とは,下位の耐震クラスに属する施設の破損によって上位クラスに属する施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設を いう。また,その他の施設として「1.3.1.5 設計における留意事項」での検討を踏まえた施設も適用範囲とする。 (出1) (出2) (出3) (出4) (出5)

基準地震動Ssにより定まる地震力 .. s S (9世)

S

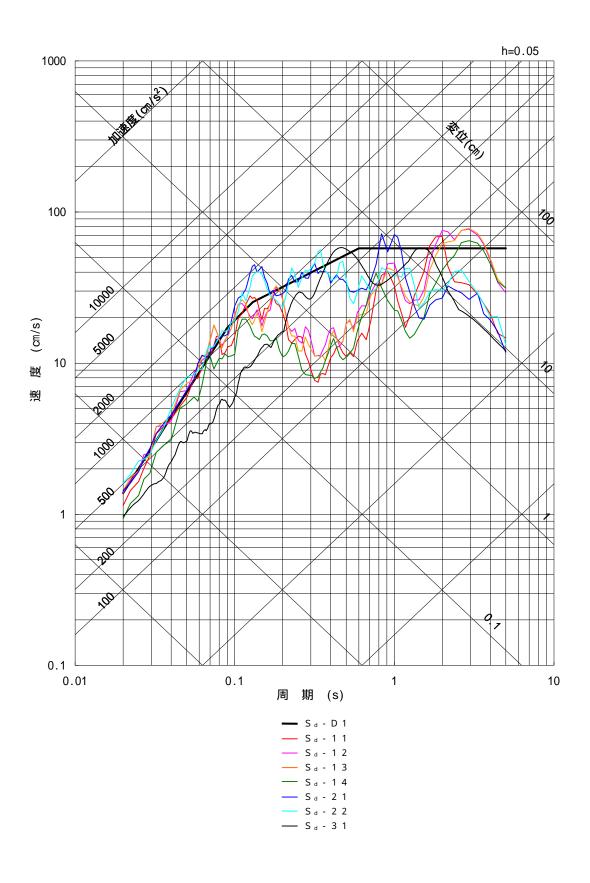
弾性設計用地震動S。により定まる地震力 耐震Bクラス施設に適用される地震力 耐震Cクラス施設に適用される静的地震力 S

原子炉本体の基礎の一部は,間接支持構造物の機能に加えてドライウェルとサプレッション・チェンバとの圧力境界となる機能を有する。 (祥7) (详8) (详9) (详10)

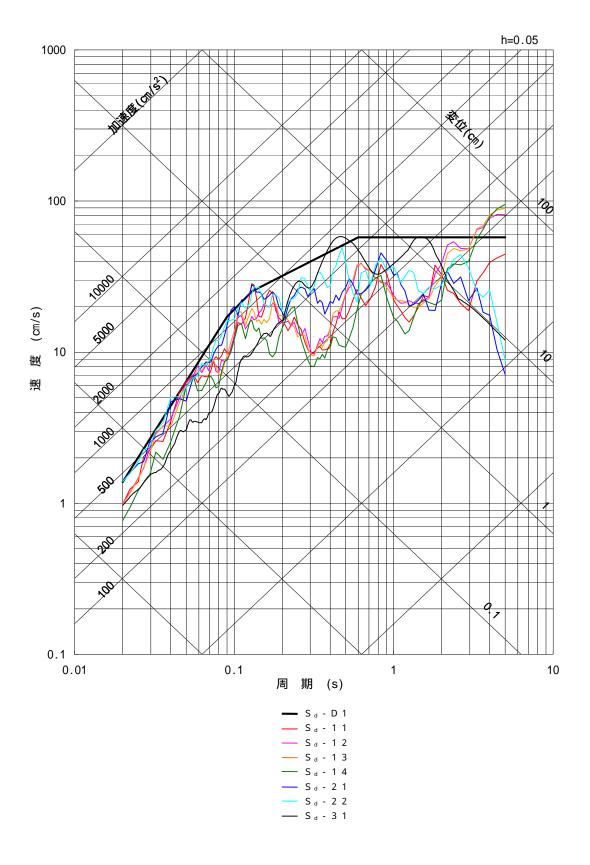
ほう酸水注入系は,安全機能の重要度を考慮して,Sクラスに準ずる。 圧力容器内部構造物は,炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。

B クラスではあるが,弾性設計用地震動 S 。に対して破損しないことの検討を行うものとする。

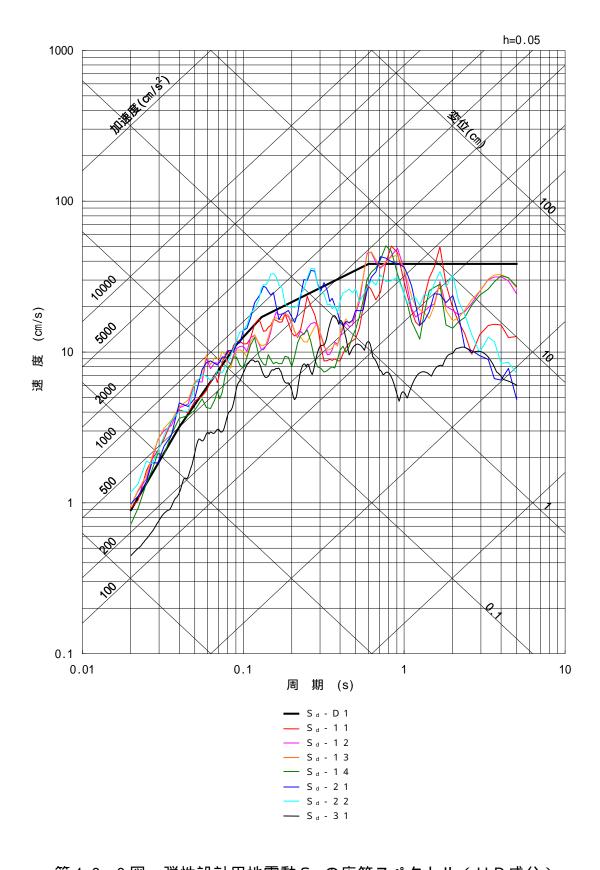
地震により主蒸気逃がし安全弁排気管(以下「排気管」という。)がサプレッション・チェンバ内の気相部で破損した場合,放出された蒸気は凝縮することが出来ないため,基準地震動Ssに対してサプレッション・チェンバ内の排気管が破損しないことを確認する。また,排気管がドライウェル内で破損した場合であれば,放出された蒸気はベント管を通してサプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため,原子炉格納容器の内圧が有意に上昇することはないと考えられるが,基準地震動Ssに対してドライウェル内の排気管が破損しないことを確認する。



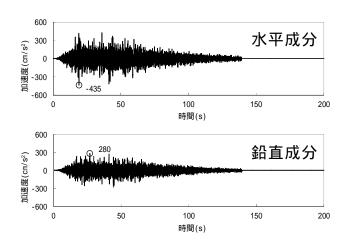
第1.3-1図 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub>の応答スペクトル(NS成分)



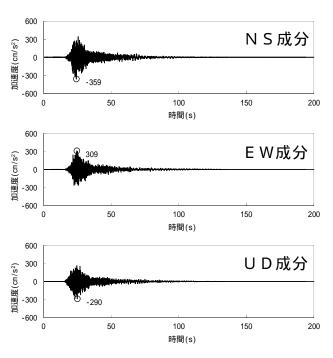
第1.3-2図 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub>の応答スペクトル(EW成分)



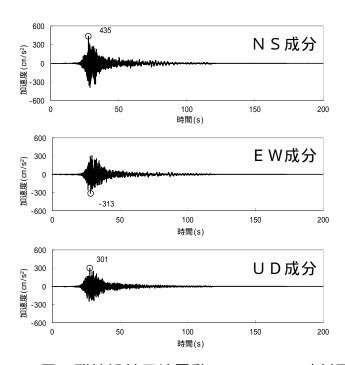
第1.3-3図 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub>の応答スペクトル(UD成分)



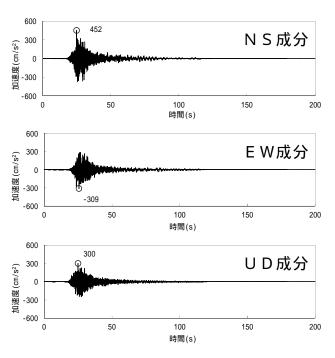
第1.3-4図 弾性設計用地震動 S d - D 1 の時刻歴波形



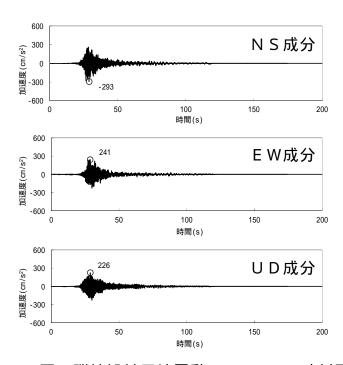
第1.3-5図 弾性設計用地震動 S d - 11の時刻歴波形



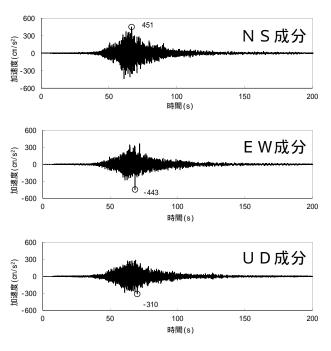
第1.3-6図 弾性設計用地震動 S d - 12の時刻歴波形



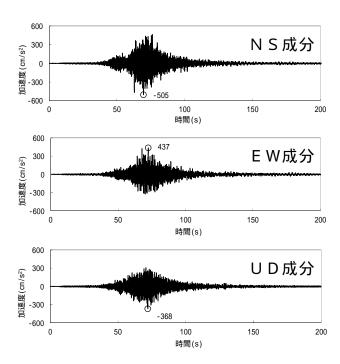
第1.3-7図 弾性設計用地震動 S d - 13の時刻歴波形



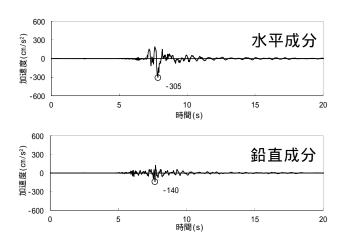
第1.3-8図 弾性設計用地震動 S d - 14の時刻歴波形



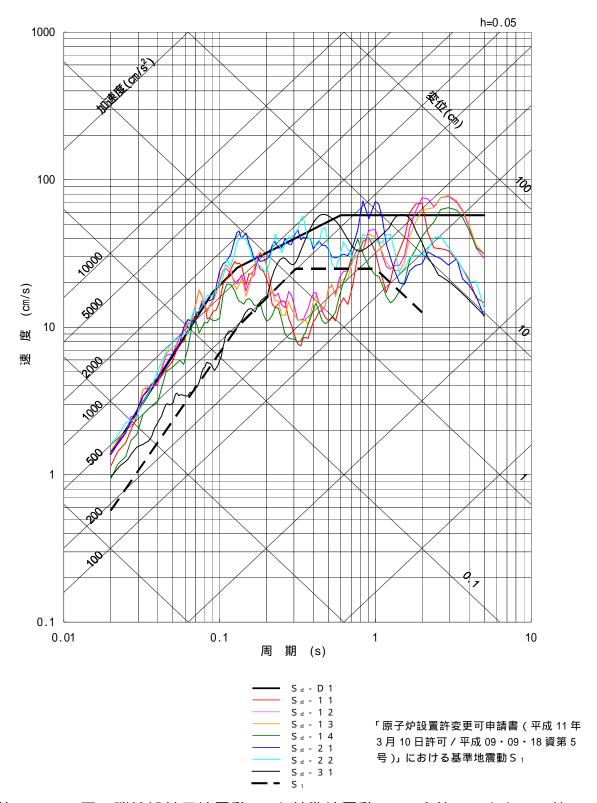
第1.3-9図 弾性設計用地震動 S d - 21の時刻歴波形



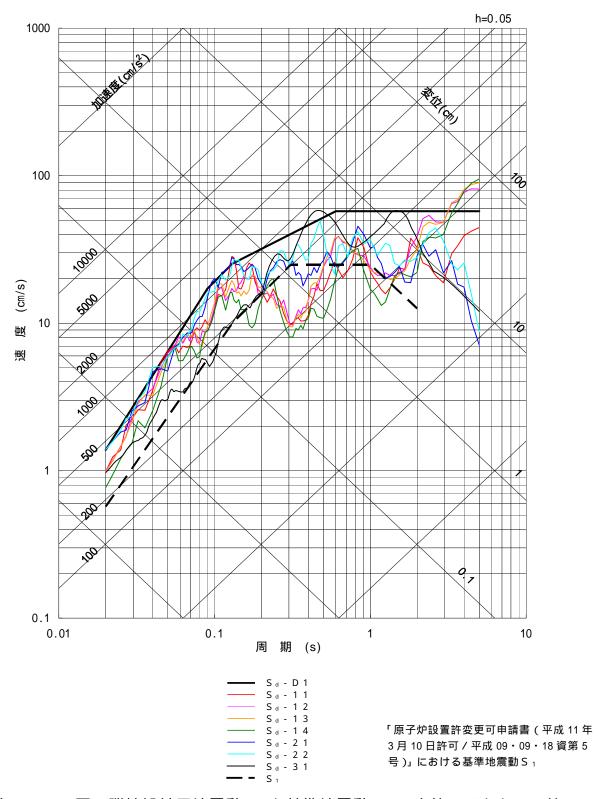
第1.3-10 図 弾性設計用地震動 S d - 22の時刻歴波形



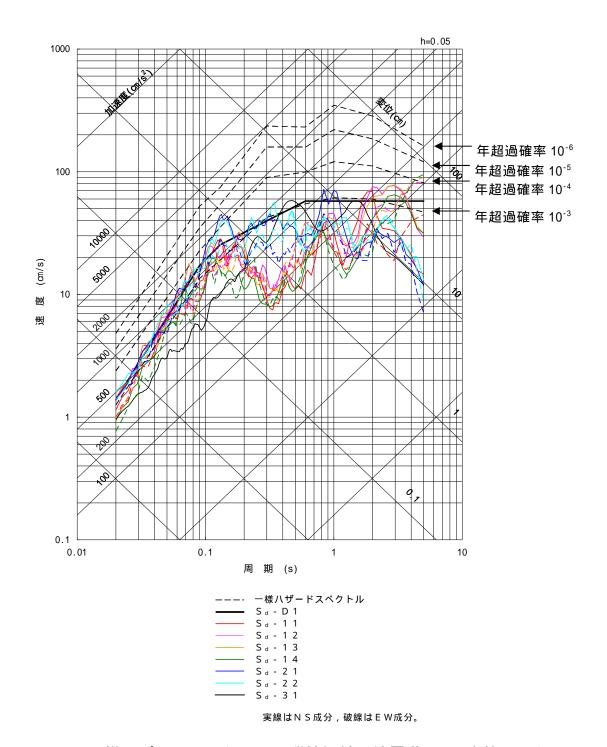
第1.3-11 図 弾性設計用地震動 S d - 31の時刻歴波形



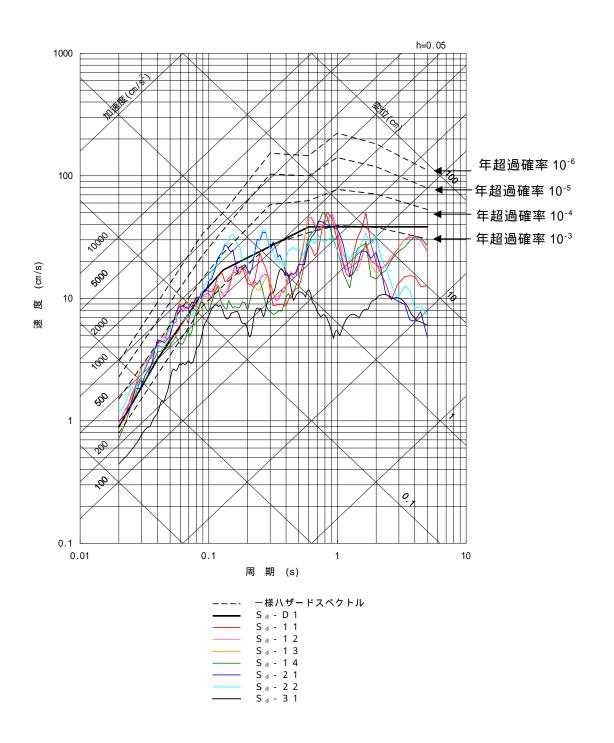
第1.3-12 図 弾性設計用地震動 S d と基準地震動 S d の応答スペクトルの比較 (NS成分)



第 1.3 - 13 図 弾性設計用地震動 S d と基準地震動 S d の応答スペクトルの比較(E W成分)



第 1.3 - 14 図 一様ハザードスペクトルと弾性設計用地震動 S d の応答スペクトルの比較 (水平成分)



第 1.3 - 15 図 一様ハザードスペクトルと弾性設計用地震動 S a の応答スペクトルの比較(鉛直成分)

# (3) 適合性説明

第四条 地震による損傷の防止

- 1 設計基準対象施設は,地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。
- 2 前項の地震力は,地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。
- 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼ すおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基 準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるお それがないものでなければならない。
- 4 耐震重要施設は,前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面 の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければな らない。

## 適合のための設計方針

# 第1項について

設計基準対象施設は、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じて設定した地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。

なお,耐震重要度分類及び地震力については,「第2項について」に示すとおりである。

【説明資料(1.1(2):P4条-71)】

## 第2項について

設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失 (地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全 機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する 観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、 以下のとおり、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、 それぞれに応じた地震力を算定する。

【説明資料(1.1(1): P4条-71)(1.1(2): P4条-71)】

# (1) 耐震重要度分類

Sクラス:地震により発生するおそれがある事象に対して,原子炉を停止し,炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設,自ら放射性物質を内蔵している施設,当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設,これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し,放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設,並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって,その影響が大きいもの

【説明資料(2.1(1):P4条-76)】

B クラス:安全機能を有する施設のうち,機能喪失した場合の影響が S クラスの施設と比べ小さい施設

【説明資料(2.1(2):P4条-76)】

C クラス: S クラスに属する施設及び B クラスに属する施設以外の一般 産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

【説明資料(2.1(3):P4条-76)】

# (2) 地震力

上記(1)のSクラスの施設(津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。),Bクラス及びCクラスの施設に適用する地震力は以下のとおり算定する。

なお,Sクラスの施設については,弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力 又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を適用する。

#### a . 静的地震力

静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数Ci及び震度に基づき算定する。

# (a) 建物・構築物

水平地震力は,地震層せん断力係数 C<sub>i</sub> に,次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ,さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

S クラス 3.0

B クラス 1.5

C クラス 1.0

ここで,地震層せん断力係数  $C_1$  は,標準せん断力係数  $C_0$ を 0.2 以上とし,建物・構築物の振動特性,地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

S クラスの施設については,水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は,震度 0.3 以

上を基準とし,建物・構築物の振動特性,地盤の種類等を考慮して 求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし,鉛直震度は高さ 方向に一定とする。

## (b) 機器・配管系

耐震重要度分類の各クラスの地震力は,上記(a)に示す地震層せん断力係数 C i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし,当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ 20% 増しとした震度より求めるものとする。

なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時 に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高 さ方向に一定とする。

【説明資料(3.1(1):P4条-77)】

## b. 弾性設計用地震動Saによる地震力

弾性設計用地震動 S 。による地震力は , S クラスの施設に適用する。 弾性設計用地震動 S 。は ,「添付書類六 3. 地震」に示す基準地震動 S 。に工学的判断から求められる係数 0.5 を乗じて設定する。

また,弾性設計用地震動 S a による地震力は,水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。

なお, Bクラスの施設のうち, 共振のおそれのある施設については, 弾性設計用地震動 S d に 2 分の 1 を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。当該地震動による地震力は, 水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

【説明資料(3.1(2):P4条-78)】

# 第3項について

耐震重要施設(津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)

については,最新の科学的・技術的知見を踏まえ,敷地及び敷地周辺の地質・地質構造,地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切な地震動,すなわち「添付書類六 3. 地震」に示す基準地震動 $S_s$ による地震力に対して,安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

【説明資料(1.1(5):P4条-72)】

また、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。

【説明資料 (1.1(6): P4条-72)】

基準地震動 $S_s$ による地震力は,基準地震動 $S_s$ を用いて,水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。

【説明資料 (1.1(5): P4条-72)(1.1(6): P4条-72)】

なお,耐震重要施設は,耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波 及的影響によって,その安全機能を損なわないように設計する。

【説明資料(1.1(9):P4条-74)】

# 第4項について

耐震重要施設については,基準地震動Ssによる地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して,その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。

【説明資料 (7(4): P4条-97)】

- 1.3 気象等 該当なし
- 1.4 設備等 該当なし
- 1.5 手順等 該当なし